

一九六二年六月十三日(第三日目)

一開議及散会時刻(自午前十時三十分至午後三時五十分)

二出席議員の次の通りである

議席代	名	議席代	名	議席代	名
一	仲村春正	九	米原清祐	六	岩山伸太郎
四	佐喜真煥祐	一〇	岸本正重	七	宇次富盛信
五	中山勝豊	一一	中里幸助	八	稻嶺盛三
六	安里良朝	一二	松本利宣	九	喜里敏行
七	崎間健一	一三	山本朝徳		
八	知花正大	一四	天久盛雄		

三出席議員の次の通りである

一 一番 花城清善

四市町村自治法第六十二条の規定により会議事は説明を了り

出席した者は次の通りである

村長 仲村春助 助役 吳屋真徳 収役 仲村春松

経済課長 澤山安一 財政課長 富山全喜

建設課長 桑江良徳 水道課長 奥里将俊

五本会議の書記は次の通りである

書記長 松川正義 書記 北屋教、伊佐云義

六議事日程は次の通りである

日程第一 議案第三号 水道資料供給契約を締結することについて

日程第二 議案第三五号 村債を起すことについて

日程第三 議案第三七号 基本財産基金積立金の取組について

日程第四 議案第三八号 一九六二年年度予算案の審議

日程第五議案第一六号	宜野湾村報酬及び費用弁償額並にその支給方法を定める条例の一部を改正する条例
日程第六議案第一七号	宜野湾村職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例に付して
日程第七議案第一八号	宜野湾村職員給与に関する条例の一部を改正する条例に付して
日程第八議案第一九号	宜野湾村職員定数条例の一部を改正する条例に付して
日程第九議案第二〇号	宜野湾村部課設置条例の一部を改正する条例
日程第一〇議案第二一号	土地購入に付して
日程第一一陳情第二号	宜野湾水道工事への補助金交付陳情
日程第一二陳情第三号	村婦人会への補助金交付陳情に付して
日程第一三陳情第四号	村遺族会への補助金交付陳情に付して
日程第一四陳情第五号	村青年会への補助金交付陳情に付して
日程第一五陳情第六号	村体育協会への補助金交付陳情に付して
日程第一六議案第二二号	村公設市場の設置に付して
日程第一七陳情第七号	普天間都市計画地区内の村道のアスファルト舗装陳情に付して
日程第一八陳情第八号	五子線並に三十一号線側の歩道設置の陳情に付して
七 會議の顛末	
議長出席一名であり、議事可決の致しなからう。只今より閉会致しなからう。	
(午前十時三十分)	

宜野湾村役所

議長	暫休憩致します(午前十一時十分)
"	再開致します(午前十一時三十分)
七番	質疑討論打切りの動議を提出致します。
六番	賛成と呼びかけあり
議長	現今質疑討論打切りの動議が提出され所定の賛成者がおりますので動議は成之致すべかります。左様取り扱います。
全員	異議なしと呼びかけ
議長	御異議がなかつた。質疑討論を打切ることに致しよろしく。
"	では議案第一二四号を表決に付します。
"	原案を通り可決及定すること。御異議ありませんか。
全員	御異議なしと呼びかけ
議長	御異議がなかつた。全会一致で議案第一二四号水道資材供給契約を結ぶことに付して原案を通り可決を定致します。
"	日程第三(六月十日)の本会議において継続に付した議案第一二五号を議題と致します。
"	質疑を願います。
八番	借入に付しては借入先の定める条件によると思ふがこれに付して説明願います。
議長	銀行とは借入を設定すると思ふが条件だと思ふ。
九番	借入物件は全財産の一部財産であるか。又どこを借入に入れて三カドル借入するか。検討せよるかどうか。
議長	まだ決めておら。

一八番	三万非借入の場合、財産がなければ借入は不可能だ と思ふが、村当局としてはどの位の世帯物件を入れようか 決めておざりとせよとの。
村長	具体的お面では話し合つておる。
議長	暫休惣致します(午前十二時二十七分)
	再開致します(午前十二時四十分)
二七番	起債金利率、日歩の〇・〇ニパーセント以内とぶつてかゝるが、年 額どの位にあつた。又償還財源につて、今何一般会 計から償還に當つておつておるが、どの位あつてか設 明しておらうたい。
村長	獨立会計にすれば、南帝公社からも借入は出来ませんが、 別に特別会計を持つ場合、人員も増ねば出来おつた。 又必要であれば、人員を増してやる計をせよと思つておる。 利率は年額(三・九〇ドル)でありませう。
二七番	償還を計に於いて、使用料で返済は不足すると思ふ とであるが、どう他の財源でどの位補填出来るか。
議長	市場の場合、六月何の使用料を見積りおられますか。 可能だとおんつておりますか。
八番	本条第二の事業資金の起債でありませうが、事業 は獨立採算を取らせようが之の前であるが、事業計画 とてり利益はどの位か。
議長	市場の使用料は条例例も設定しなれば出来おつたが、 はつきりしたことはおせませうが、大体の見積りとは 一坪一坪をどうおんつておりますか。

議長	暫休聴致します(午前十二時五十分)
〃	再開致します(午前十二時五十八分)
五番	市場便用料一冊にあつて一日八山ぶらふソが、そうれあ れば市場を設置したで土地を落して方が良しと思ふが そうは又検討されたことがあつた。
村長	一冊で償すと云ふことは不きでありませう。(一) 条例を 依て、單座を上げて償ひの方が良しと思つておりました。
一。番	建設費はつと。当初は一三〇。冊の計画だったと思ふが その左類につと説明致します。
経課長	当初は予想として下下。冊見積りありましたが、現在 設計をこまらう。校木等の煙エリで下下。冊では不可能 であるとのことでありませう。
三番	借入につと琉球銀行を指定してくはどうかと云ふことが 別に南登公社もあつた。
村長	南登公社にも話しだが、特別会計で事業費貸入金としてか 貸付口出来あつたことでもありませう。
議長	質疑打ち切りの方が多いませうが。
議長	異議なしと呼ぶがどうかあり
議長	御異議のあつた質疑を打ち止めに致しませう。
〃	では討論を求めませう。
八番	本条件は議事録の找しが常に要望と未だ問題の 条件であり、獨之採算性として、税外収入を得ると さか考へてあつたが、逆に一般会計から不足分を振り 向けてさかすることは思ひませうが、内容にあつては

村長	大体のバランスは確めており、これだけの「能」とのこと、 今度の案を提出してある。
一六番	会計年度が終り、内にはこれだけの来用余金があるかと うかがふとおつと思ふ。又繰入出来まかどうか。
議長	暫休憩致します。(午後一時四十分)
"	「再開致します。(午後二時)
"	議案第三七号「継続審議と致します」
"	日程第四議案第三六号「一九六一年度立寄津村歳入 歳出追加更正予算案」を上程致します。
"	書記をして朗読せしめます。
"	提案者の説明を求めます。
村長	予算、附記にありますので説明は口におよばかりと思つた すうで、質疑の場合お答えしなさいと思つてます。
議長	暫休憩致します。(午後二時五分)
"	「再開致します。(午後二時四十分)
"	議案第三六号「継続審議と致します」
"	日程第五議案第三七号「立寄津村報酬及び費用全額の 額並びにその支給方法を定める条例の一部を改正する条 例」を議題と致します。
"	本案は六月十日の本会議において継続未議にふつて ありましたので、本案の質疑を繰り返します。
議長	暫休憩致します。(午後二時四十分)
"	「再開致します。(午後三時八分)
"	質疑討論「村」を占めます。

